る。

日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊



発 行 東京都

次

目

#### 告

○建築基準法による一団地の区域………………

…………(都市整備局市街地建築部建築指導課

○建築基準法による道路位置の指定(二件)………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴

く会の開催…………(環境局総務部環境政策課)…

#### 告

示

## ●東京都告示第千五百六十七号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条 道路 の規定による 第一項第五号

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規

令和四年十二月十三日

東京都知事 小 池 百 合 子

対象区域の地名地番及び認定年月日

という。

1

対 象 区 域 0) 地 名 地

番

認定年月日

番一、同番四の一部、同番六及び百渋谷区渋谷四丁目二十番一、二十二 二十九日 令和四年十一月

認定計画書の縦覧場所

## 第二本庁舎三階中央

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

# ●東京都告示第千五百六十八号

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号。 以下 次のと 法

おり道路の位置を指定した。

なお、

関係図書は、

東京都多摩建築指導事務所に備え置

道路

の規定による

いて縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

路の延長及び指定に係る道

路の位置指定に係る道 幅員(単位メ

路の種類

指定年月日

法第四十二条

一月二十 令和四年十

火止三丁目三

東久留米市野

延長

日

|トル)

番八の各一部同番四及び同 百六十九番一、 幅員 三四・九八

四四.七五一〇

# ●東京都告示第千五百六十九号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号。 以下 法

)第四十二条第一項第五号の規定により、

次のと

三鷹市北野二丁目五百六十七

三鷹市牟礼五丁目

番

号

おり道路の位置を指定した。

Ŋ なお、 関係図書は、 東京都多摩建築指導事務所に備え置

て縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸

明

路の位置指定に係る道 路の延長及び指定に係る道 幅員(単位メ

路の種類 指定に係る道

一月二十九 令和四年十 日 指定年月日 町一丁目千六 での各一部 から同番八ま 五 幅員 延長 |トル) 一 八・八 九 七

第一項第五号 法第四十二条

四 · · · ·

### 告

公

開発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

完了した。

令和四年十二月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸

明

住所及び氏名

中市浅間町四丁目二十四番 含まれる地域の名称開発区域又は工区に 西東京市東伏見三丁目六番

代表取締役 小寺タクトホーム株式会社

裕

番四の一 及び五百七十番六 八番五から同番七まで 小平市美園町三丁目三百八十 部、 同番七、 同番八 新宿区西新宿 丸栄建設株式会社 代表取締役 一丁目 髙橋

一十六

代表取締役 松尾野村不動産株式会社 大作

H

東村山市富士見町四丁目九番 二十一、同番二十一地先、同 西東京市東伏見三丁目八番

番三十四及び同番五十から同 ティーアラウンド株式会社 代表取締役 大橋 博範

三鷹市上連雀五丁目六百六十 株式会社飯田産業 武蔵野市境二丁目 番 号

七番二十五

番五十五まで

株式会社東栄住宅 西東京市芝久保町四丁目二 十六番三号 代表取締役 築地 重彦

十四、同番三十五及び五番七同番一地先、同番二、同番二、同番二、同番二、同番二、同番二、 代表取締役 佐藤 千尋

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見

を聴く会の開催につい

を聴く会を開催する。 容について都民の意見を聴くため、 十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、 土地区画整理事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内 東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九 次のとおり都民の意見 (仮称) 今井

令和四年十二月十三日

東京都知事 小 池

百

合

子

令和五年一 月十八日 (水曜日) 午後 時三十分開

日時

場所 青梅市今井市民センター 階 第二· 第三会議室

青梅市今井二丁目九百八番地の

発 行

東京都新宿区西新宿二丁目八番

一号 都 郵便番号 163-8001

> 定 価 本号 箇月

(郵送料を含む。) 印 | 日 六、六〇〇円 刷 | 三〇円 所 |

三〇円

東

電話

〇三(五三二一)一一一(代)

智之 公述申出の方法等

出すること。 次のことを記載した公述申出書を令和四年十二月二十七 ービス(以下 子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サ 都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、 (火曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は東京電 「電子申請サービス」という。 )により提

六

氏名 びに連絡先(自宅又は勤務先等) 民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都 他の団体にあっては、 氏名 (振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名) (振り仮名を付すこと。)及び住所 名称、代表者の氏名及び東京都 の電話番号 (法人その 並

 $(\Box)$ 対象事業の名称

 $(\equiv)$ 公述しようとする意見の要旨 (八百字以内

四 公述申出先

持参又は郵送

当 東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担

郵便番号一六三-八〇〇一 号 東京都庁第二本庁舎十九階 新宿区西新宿 丁目 八

 $(\Box)$ 電子申請サービス

入力先は、 東京都環境局ホー ムページに掲載する。

ホームページアドレス

t/reading\_guide/index.html https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessmen

公述人の数は、

二十五人程度とする。

五.

公述人の選定

 $(\Xi)$  $(\Box)$ により公述人を選定する。 公述しようとする者が多数あった場合には、

抽せん

公述の範囲及び公述時間 公述人を選定したときは、 申出人に通知する。

(--)いて、 公述人は、 環境の保全の見地からの意見を述べるものとす 環境影響評価書案及び見解書の内容につ

 $(\underline{\phantom{a}})$ 人当たりの公述時間は十五分以内とする。

る。

傍聴の方法

七

帯して会場へ入場すること。 傍聴を希望する者は、 傍聴券の交付を受け、 これを携

時から会場入口において先着順に交付する なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、 午後

八

注意事項

公述の申出がない場合、 都民の意見を聴く会は開催し

ない。

九

都民の意見を聴く会に関する問合せ先

電話番号〇三(五三八八)三四三九 東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当 (直通)

式 会 社 郵便番号 113**-**0001 **√** FSC ミックス 艇

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 勝 美 印 刷 株

リサイクル適性の